

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

平成30年6月19日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	河村 孝
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	中世古 泉
委員	世古 安秀		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・山下企画財政課長、北村補佐
- ・東川環境課長、平賀副参事、山口係長
- ・中村農水商工課長、清水係長
- ・中山建設課長、吉川補佐、吉川室長、鳥羽副室長、中村副室長、奥野係長
- ・小竹教育長、世古総務課長、榎生涯学習課長、中村補佐、大矢係長

○職務のために出席した事務局職員

書 記 中 山 真 緒

(午前10時00分 開会)

○尾崎 幹委員長 冒頭でございますが、昨日大阪地方で起こった未曾有の災害について、お見舞いを申し上げます。

皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

初めに、傍聴される方に申し上げます。

当委員会において、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

なお、会議の進行を妨げる行為をされた場合は、退室を命じることがありますので、念のため申し上げます。

また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行ってくださいよう、ご協力のほどお願いいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第2号、鳥羽市都市計画事業基金条例の制定について、議案第3号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、請願第1号、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願、請願第2号、船津町字樋ノ山に建設予定の太陽光発電に反対決議を求める請願の議案2件と請願2件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第2号、鳥羽市都市計画事業基金条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

課長。

○中山建設課長 建設課長の中山です。よろしく申し上げます。

提出議案書につきましては、1ページ、2ページをお願いします。

議案第2号、鳥羽市都市計画事業基金条例の制定についてですが、提案理由といたしましては、都市計画税を適正に管理し、都市計画事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を設置したく、本条例を提案するものでございます。

2ページをお願いします。

鳥羽市都市計画事業基金条例について、ご説明申し上げます。

第1条では、都市計画法に基づいて行う都市計画事業の円滑な推進を図るために、基金を設置する旨を定めております。

第2条では、基金に積み立てを行う内容を定めております。各年度における都市計画税の収入の額から、その年度に行った事業及び以前に行った事業にかかわる市債の元利償還に充当した額を差し引いて残額が生じた場合、翌年度に残額分を積み立てます。

第3条から第5条については、その基金の管理及び運用について定めております。

第6条の処分では、積み立てた基金は事業及び事業にかかわる市債の元利償還の財源のみに使うことができることを定めております。

以上が条例の内容についての説明でございます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第2号についてご質疑はございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 これ、都市計画事業の基金を創設するというので、これまでいろいろと議会の中でも、さまざまな提案もされたり、質疑もされたりしてきたところでございますけれども、私たち議員のほうも、各地域へ、都市計画地域のほうへ議会報告会ということで何度か訪れたときに、この都市計画税をもっと、自分たちのところは何もやってもらっていないやないかというふうな、そういうふうな声もいただいておりますので、今後についてはこれを、基金をもとに、都市計画区域の住民の福祉と向上に寄与するような事業をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 答弁を求めますか。

○世古安秀委員 求めません。

○尾崎 幹委員長 目的税である限り、やっぱりこれは、しっかりとこの条例があることによって次につながると思いますので。

ないようですので……ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、説明員の入替えをします。早く退出してください。

続いて、議案第3号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 教育長、小竹でございます。議案第3号、運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお願いするものでございます。

すみません、議案第3号でございます。担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 生涯学習課、榎です。よろしくお願いいたします。

議案第3号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提出議案書の3ページをごらんください。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、鳥羽中央公園庭球場の改良工事により、これまで土のコートであったものが人工芝のコートになり、これまでの施設環境から大きく改善・向上することから、利用料金についても受益者負担の適正化を図るため改定いたしたく、提案するものです。

提出議案書4ページ、提出議案新旧対照表をあわせてごらんください。

鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成18年条例第43号)の一部を次のように改正する。別表第4、鳥羽中央公園庭球場の項、基本単位の欄中、2時間を1時間に改め、同項利用料金の欄中、200円

を400円に、100円を200円に改めるものです。

附則として、この条例は平成30年8月1日から施行するとしております。

提出させていただいた資料、写真のほうをごらんください。

改正の内容といたしましては、これまで土のコートで、上段ですけれども、土のコートで市内の一般利用で、コート1面2時間200円であったものが、下段のほうですけれども、砂入りの人工芝コートになり、一般利用コート1面1時間400円にするものです。また、市内小中学生については一般の半額で、1面2時間100円であったものが、1面1時間200円にするものです。

今回の利用料金の改正に当たりましては、利用者からの使いにくさが指摘されていましたが土のコートが、近隣市町の施設と同じように砂入りの人工芝コートになり、利用者にとって快適にテニスができるようになることから、近隣市町の利用料金の状況、1時間500円の設定が多いんですけれども、それらを参考にしながら、2人・4人利用についても考慮いたしまして、400円の利用料金を設定いたしました。

また、利用単位につきましても、1時間単位のほうがわかりやすく、これまでは1時間以内の利用でも2時間設定の料金をいただいておりますので、1時間単位に改正することで、実時間に合わせた利用が図られると考えております。

テニスコートの改良工事は、現在2面が完成し、7月中に残りの2面が完成して4面となります。改良工事の完成に合わせ、8月1日から新料金で利用開始をしていく予定でございます。

クラブ活動など学校の利用については、これまでどおり減免による無料対応をしていきたいと思っております。

以上、説明になります。よろしく申し上げます。

○尾崎 幹委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第3号についてご質疑はございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 改修前の利用状況というのがどんな感じやったのかなというところを、ちょっとお聞かせ願えますか。

○榎生涯学習課長 利用者数でよろしいでしょうか。

○山本哲也委員 月だいたいこれぐらいとかという部分で。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 年間の利用者数が、28年度で2,046人、これは1年間の人数です。それで、29年度は1月から工事に入りましたので、1,755人です。

利用の状況といたしましては、土日の利用が多いというような傾向にあります。平日は余り、少ないということです。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

あと、これ、以前は2時間の設定やったと思うので、利用される方というのは多分2時間の中で利用されておったと思うんですけれども、今回1時間単位でということになってしまうということで、質疑で戸上議員も

されていましたが、1時間やと多分、準備運動とかいろいろされて、じゃ、いざ始めようと思うと、多分40分ぐらいのプレー時間とかになっていくのかなと思うんです。そうなってくると、やっぱり割が高く感じてしまうのは正直なところで、近隣市町が1時間500円の設定ではあるとは言うんですけれども、これで皆さんが1時間しか使わなくなってしまうと、何かもったいないなというよりは、しっかり使ってもらいたいというのが一番あるので、その辺の時間と金額のバランスというのが、ちょっと急に上がっておるところで今後どうなっていくのかなと思うので、できれば、推進月間も設けるとはいう話はされていましたが、利用時間と金額のバランスを、1年間なら1年間ちょっと見てもらって、2時間でこの金額でも、利用状況に申し込みの件数ってそんなに多分、今割ってみると月170なんです。2人1組でやったりとか、4人1組でやったりとかとすると、稼働日数ってそんなに多くないと思うんですよ。なんで、申し込みが殺到してきておる中、この1時間設定やったら何となくわかるんですけれども、余り申し込みも余裕があるような状況の中でというんやったら、僕はしっかりプレーしてもらってというほうのほうが、健康ですとか、そういうのの推進にはなるのかなと思うので、その辺のバランスを1回しっかり検証してもらいたいというのはありますかね、この金額設定で。

例えば、申し込み状況とかがまだ余裕があるという中でというのと、もうちょっとやっぱりプレーする側も、もうちょっとやりたいわという声があるんでしたら、僕は2時間で、例えば600円とか、割引のあれじゃないですけども、何かそういうふうな金額の設定の仕方もあるのかなとは思って、せつかくきれいになってするんやったら、ようけ使ってもうたほうがええと思うし、その辺の、2時間使うとお得感じゃないですけども、そういうのできるんであれば、そういうのも一応検討していただければなというふうには思います。

○尾崎 幹委員長 課長、利用状況を見て、改善余地があるかないかということやと思いますよって。

課長。

○榎生涯学習課長 2点ほど要望があったと思うんですけども、まず準備運動は、予約制ですので、入る前に一旦していただいて、ただ一つ、利用者から改善してほしいというのが一つ、ネットの設置、しまいというのはこれまでお願いしておったんですけども、他市の状況を見ますと、ネットは緩めるだけの利用となっていましたので、そういうところを改善させていただいて、できるだけ時間を利用時間のほうにできるようにしたいなというふうに思っております。そこをちょっと改善したいなと思っております。

料金のほうなんですけれども、推進月間も含めて、例えば回数券とかつくれないかとかも検討していきたいなと思っております。山本委員のおっしゃるような利用状況を見ながら、また利用者の要望も聞きながら、時間設定のほうも検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本哲也委員 よろしくお願ひいたします。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 私もきのう、どこまでできておるかなと思ってテニス場を見てきましたら、2面と、あとの2面は路盤ができておるような状況で、あと追ってフェンスもやっていくのかなと思います。

今回この料金の改定に当たって、ひとつちょっと、テニスを1時間楽しんでもらってすると、汗かきますわ

ね。そんな場合に、やっぱりシャワーで汗を流して帰っていただくというようなことも考えられるかと思うんですけども、この料金改定に伴って、どこかでシャワーを浴びて帰っていただくというようなことも考えておられるのかどうか、そこだけちょっと教えて。

○尾崎 幹委員長 言える。担当員。

○大矢係長 教育委員会の大矢と申します。

先ほどの質問に対してですけれども、まだ教育委員会の中だけの話なんですけれども、施設として、例えばシャワーとかそういうものは今ないので、鳥羽にある、たくさんあるホテルとかそういうところと連携できないかなみたいな話は、今まだこちらサイドだけの話として考えていますけれども、今からそういう話を進めていきたいなと思っております。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 現在、体育館の中にもシャワー施設はあります。それと、武道振興会も100円でのコイン式のシャワーを導入しました。ちょっと遠いんですけども、シャワーを利用されたい方でしたら、そちらのほうをご案内、ご紹介をさせていただきたいと思いますが、体育館に関しては、国体の改修とかそういうものもありますので、今のところちょっとそれほど、古い施設であるというのだけ、ちょっとご承知おきください。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 あと、体育館を今後改修されていくと、テニスやっただ方も体育館の中のシャワールームを無料で使えるのか、そういう料金を入れて使われるのか、そこをどういうふうと考えられておるのか、そこだけ1点お願いします。

○尾崎 幹委員長 課長。

○榎生涯学習課長 運動施設として捕まえましたときに、建物のあるところはもう体育館が中心になりますので、6運動施設あるんですけども、それらの利用に関しては利用できるようにしていきたいと思っております。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 料金が、使用料4倍になるということで、ちょっと普通一般に見たらびっくりするんですけども、コートもよくなるというふうなことです。この料金の設定は、他市の状況を見てというふうな、さっきちょっと説明ありましたが、具体的に伊勢市、それから志摩市、今県内の状況がどういうふうな利用料になっておるかということを、ちょっと今の、そんな全部が全部ということやなしに、近辺のところも含めて、その辺ちょっと説明してください。

○尾崎 幹委員長 できますか。係長いけるか。やってきたことだけ説明して、今後もしかできることがあれば、またそれは検討するという流れになると思いますので。

中村補佐。

○中村補佐 生涯学習課の中村です。よろしく申し上げます。

現在、私どもが調べた伊勢市と志摩市の料金だけ申し上げさせていただきます。

まず、志摩市のほうですが、これ施設の名称も申し上げたらよろしいですか。

○尾崎 幹委員長 大丈夫、はい。数字だけでええ。

○中村補佐 志摩市は、テニス場としては5施設ありまして、こちらは全て1時間500円の料金設定となっております。

伊勢市のほうは、大仏山と二見テニスコートは、大仏山のほうは1時間540円、二見のほうは、これは2時間単位となっておりますけれども、2時間1,020円。ですので、1時間にすると510円になりますけれども。伊勢市の市営庭球場のほうは、1時間200円という料金設定となっております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ちょっと待ってください。傍聴者に申し上げます。出入りは休憩が入ってからにしてください。もう入ってもらったら困りますので、とめますから。

世古委員。

○世古安秀委員 先ほどの答弁ですと、志摩市は1時間500円と。それから、伊勢はいろいろあるみたいですが、旧のテニスコートとか、それから二見ということで、1時間、二見のほうでは510円ということでありまして、400円というのは近隣と比べれば高いことはない、低いというふうに認識させていただきました。ありがとうございます。

次に、テニスの人口、先ほどの28年は2,046人というふうにおっしゃいましたけれども、これもだんだん児童の生徒数のほう、中学生も減ってきますので、これを急激にふやすというのは、なかなか難しいかなと思うんですけども、やっぱりせっかいいいコートをつくって、新しいところでできるようになったということで、利用者を今後どういうふうにふやしていくのか。これは、教育委員会の管轄になるんか、もしくは武道振興会のほうの管轄になるんかというふうなことは、ちょっとわからへんのですけれども、せっかくできるテニスコートの利用者をふやすということも、非常に大事なことやないかなと思いますのですが、それに対するの考え方をお尋ねいたします。

○尾崎 幹委員長 答弁できますか。

課長。

○榎生涯学習課長 今、指定管理者になっていただいている武道振興会のほうが、大学のほうに、これまで夏休みの合宿とかで体育館のほうを利用していただいております。そちらのほうも、少しずつですけれども人数が伸びてきております。体育館だけではなくて、新しいテニスコートもできましたということも含めて、またその大学のほうには誘致して、合宿等の案内をしていきたいと思っております。

それとまた、観光課が進めますような宿泊施設と連動したようなスポーツ観光のほうにつきましても、施設が新しくなりましたので、ご案内のほうを一緒になってやっていきたいと思っております。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 最後に言ったの、私が言おうとしたんですけども、ちょっと言われてしまったものですから。

鳥羽スポーツキャンプということで、スポーツ観光を、鳥羽市のほうではこういうパンフレットをつくってやっています。これは、市外からスポーツのいろいろな実習とか、いろんな研修とか、それから合宿、そういう来た人たちに鳥羽市は補助をしますよと。宿泊費の補助、地域交流費の補助ということで、こういうことを高校とか大学生にスポーツ合宿を応援しますよと。それによって、宿泊をする人たちをふやしましょうという、そういう活動を今展開していますので、その辺のところとの連携を図りながら、利用者の向上に、地元の産業



のほうにも寄与できるような方向をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 答弁を求めない。

○世古安秀委員 はい。

○尾崎 幹委員長 施設が万全じゃないということは、やっぱりそれ早く体育館の改修の中に入れてもらうようにお願いしておきたいと思います。

世古委員。

○世古安秀委員 もう一つ言うわ、すみません。

既にもう2面のコートができ上がって、今もうあと2面のコートを今工事しているということなんですけれども、見てきたら、もう前のやつ、既にもう使っておるんですよ。それについては……使っていないんですか。それを使っているか使っていないか、まず教えてください。

○尾崎 幹委員長 大矢係長。

○大矢係長 現在まだ使っていません。使っていないです。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 見たら、もう結構ここ白くなって、使っておるような感じに見えたんですけども、こちらに出てきた写真、さっき資料として出てきたのは白いのが砂も混じったりしてしていますんですけども、実際に今度新しくつくるコートもこんなコートになると。僕らのイメージとしては、人工芝で真っ青なコートかなというふうな、こういうイメージをしておったんですけども。

中村補佐。

○中村補佐 人工芝で管理上の問題で、もちろん芝を傷めるというのもあるんですけども、基本はどこのコートでも今も砂が入った状態で、この砂が入った状態でプレーをするというのが、この砂入り人工芝コート、書いてあるように、基本砂を入れるということになります。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。私の認識不足で、こういうのがあと2面できるということによろしいんですね。以上です。

○尾崎 幹委員長 世界一のコートをつくってやって。

他にございませんか。

副委員長。

○河村 孝委員 これ、冒頭も皆さん言っていましたけれども、戸上議員からも質問があって、4倍になるというところですけども、この基本的な話として、一般と学生と一緒にの上げ率であると。今回その改正に当たって、学生のほうは何かもっと安くならんかというような議論は最初からなかったのか、その辺ちょっと教えてください。

○尾崎 幹委員長 課長。

○複生涯学習課長 まず、学校利用に関しては、これまでもずっと減免、無料対応させてもらっておりましたので、そのような対応でいきたいというところと、子供料金についても一般の半額という形で、これまでも設定

した中で検討しました。

よその状況を見ますと、志摩市も伊勢市も子供設定というのがなくて、例えば子供が利用する場合も一般利用と一緒に金額ということですので、それに比べたら鳥羽市のほうは設定をしているということで、ご了解いただけるのかなというふうに認識しております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 わかりました。他市とさっきの金額の比較を、500円もしくは540円と。それで、うちが今回400円というところになると思うんですけども、今までは伊勢市や志摩市の方の利用、鳥羽市のテニスコートの利用というのは、残念ながら古くてなかなかなかったと思うんですよ。これから改修されて、他市の方も、じゃ同じ条件で安いやつたら利用させてもらおうかというところで、利用率を上げるというところに関してはそれでいいと思うんですけども、ただ、それによって鳥羽市民の利用がなかなかできない状況になってしまうとか、その辺が考えられるんですが、その辺をどういうふうにやっついこうというふうに考えていますか。

○尾崎 幹委員長 答弁できるか。課長。

○榎生涯学習課長 施設の……

○尾崎 幹委員長 課長、ちょっと待って。出るんやめてください。やっぱり最初に言わせてもらったように。どうぞ、続けてください。

○榎生涯学習課長 施設が新しくなった、それも今までの土のコートで水がたまって、雨が降るとしばらく使えなかったところが、芝のコートになって、もう数時間で、雨が上がればもう数時間もかからないぐらいで利用ができるようになる。そういう意味で、新しいところでやってみようという、そういう利用のほうを広報なりで、新しくなりましたという広報、それからこういう利用ができますという広報をさせていただきながら、市民利用のほうの拡大は図っていきたいと思います。あのテニス場でテニスしてみたいなというような気持ちを起こしていただけるような、情報発信なりをしていきたいと思っております。

○尾崎 幹委員長 河村委員。

○河村 孝委員 要は何が言いたいかという、今回条例を改正して、条例は条例でいいと思うんですよ。そうやって受益者負担というところで、利用料金を上げさせてもらおうと。でも、他市と鳥羽市民の差別化であったりだとか、さっき言ったように子供たちの減免措置を引き続いてする。要は、条例に対しての柔軟かい運用の仕方で、市民に喜んでもらえるように運用していただければなど。そこを柔軟く運用するということ、引き続き念頭に置いてやっていただければいいのかなと思うんです。教育長、どうですか。

○尾崎 幹委員長 教育長。

○小竹教育長 先ほどの市外からの市内への取り込みということをおっしゃっていましたが、私が考えますのは、市内の方を市外に出ないように、いい施設を提供するということがやっぱり基本かなと思っております。

今までですと、水はけの悪いクレーコートでするよりも、市外でガソリン使っても、高くても、いい条件でやりたいという方が市内にたくさんいらっしやっただと。とにかく、そこを市内でとどめて取り込みたいということと、それから観光関係の宿泊者が使っていただくということを最優先にしながら利用者をふやしてい

たいと。その辺を第一に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 それでこれから施設がよくなるということで、利用率を上げるということが、まず課題になりますよね、これから。いいものができた、じゃもっと利用率を上げようと、どういうふうに周知しはりますか。利用率を上げるためにね。

○尾崎 幹委員長 再度、答えられますか。よろしいですか。

どうぞ、教育長。

○小竹教育長 まず、大会等がある程度安定的にここで開催できると思うんです。先ほど言いましたように、雨が降ると1日、2日使えないという状態がありましたので、ここで例えば中学生の大会をするとかいうことも含めて、ここにとどまっていたく利用者はふえると、必然的に回転率がよくなるというふうに考えておりますので、間違いなく利用者はふえるんだろうというふうに考えております。

○尾崎 幹委員長 中世古委員。

○中世古 泉委員 ありがとうございます。何度も重ね重ね申しわけないんですけども、本当にそういった意味で、鳥羽市の利用者の方が気安く使える、市内の方に利用率を上げていただくにはいいかと思っておりますので、そういう方向で進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 一応、私からちょっとお伺いしたいんですけども、学校自体が、やっぱりこのスライドコートというのを伊勢や志摩は持っているんですか。そこの確認されてる。いや、持っておったら、これは学校内にあったらただやわね。伊勢市は古市のところにもあるし、ああいうところはやっぱり、一般と一緒にように流れでお金を取っておると思うんですけども、学校内にあったらただやわね。学生の負担というのは、やっぱり減免するなりしていくのが先ほどからの話やと思うよって。

まず、そこら辺も調べてさ、本来は学校にあって当然かなと思っておりますので、そこら辺を、やっぱり教育施設の中で充実した学校づくりは必要かなと思っておりますので、それも念頭に置いておいてください。

他にございませんね。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ここで、教育長、昨日の学校の施設に異常がなかったか、説明できるもんなら説明していただけますか。

教育長。

○小竹教育長 冒頭に、きのうの大阪北部の地震につきまして犠牲者が出たということで、心よりお悔やみ申し上げたいというふうに思っております。

鳥羽市教育委員会といたしましては、昨日その地震を受けまして、各学校に危険箇所の調査ということで指示文書を出しました。今まで防災につきましては、ここ数年来、大変力を入れているところでございますので、

既にタウンウォッチング等を各学校が実施しておりまして、実際に町歩きをしながら、危険箇所の点検は既にやっているところがございますが、きのうの事件を受けて、改めて学校施設それから通学路の安全確認、あるいはこちらに改めての報告ということを指示いたしました。

現在のところ、改めて危険箇所の報告というのがございませんので、再度校長会等を通しまして周知徹底をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

ないようですので、説明員を入れかえます。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

---

(午前10時44分 再開)

○尾崎 幹委員長 冒頭に当委員会の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

続いて、請願の審査に入ります。

既に、本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

それでは、請願第1号、種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願についてご意見はございませんか。

木下委員。

○木下順一委員 前回もこの種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願というのが提出されまして、我々の委員会の中でも、結果的に一部採択でもというような意見も出されたんですけども、それでは請願者の趣旨というものが伝わらないのではないかとということで、前回は流さしてしまったわけですけども、その辺をお酌み取りいただいて、この請願、随分文言も変えていただいて、我々がお願いしたような格好で請願も出されておると思いますんで、私はこれをこのまま原案というか、趣旨どおり採択してもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

---

(午前10時49分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、請願第2号、船津町字樋ノ山に建設予定の太陽光発電所に反対決議を求める請願についての審査に入ります。

本委員会では、平成28年6月から平成29年5月まで、所管事務調査として景観と再生可能エネルギーの調和について調査し、その調査結果をまとめた報告書を市長に手渡しました。本年2月には、鳥羽市における

再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例を制定する議案が議会上程され、3月に全会一致で可決をしたという経緯があります。再生可能エネルギーについて、今まで調査したことを念頭に置いて審査していただけますと思います。

この際、お諮りします。

請願第2号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞くことに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。全員起立であります。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

井村議員、その前へ、マイクのあるところへお願いいたします。

(「委員長、僕は行かへんの」の声あり)

○尾崎 幹委員長 もう、いいです、いいです。そこへ座っておってください。

それでは、請願第2号についてご意見はございませんか。ございませんか、聞かないかんことがあったら、聞いてください。ないんですか。ございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 ちょっとほかに誰もいないようですので、ちょっと……

○尾崎 幹委員長 無理してまでする必要ないです。どうぞ。

○世古安秀委員 担当課のほうからちょっと来ていただいていますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

その前に、地元の住民の皆さんがさまざまな心配があり、船津樋ノ山への太陽光発電の建設に反対をしているという気持ちは、私は十分理解をしています。

私は、常々、自然は最大の観光資源であるというふうな認識を持っております。その上で、いろいろと議会のほうとして、請願として受け付けたわけですから、それなりの審議もする必要があるというふうに思いますので、少し担当課の説明をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず環境課ですけれども、現在の今請願に上がっている計画地とそれ以外の鳥羽市内の計画地というのは、どんなような状況になっているのかというのは、わかる範囲内であつたらお聞きしたいと思います。

○尾崎 幹委員長 あのね、世古委員。請願についてですから、ほかのことについては、やっぱりそれは違うと思いますので。一般質問で聞かれた方がたくさんおります。その人らの意見を聞いていただければ、ほかのことはちょっと避けていただきたい、そう思っています。

○世古安秀委員 それは十分わかるんですけども、あと、現在のところにどれぐらい、あと3カ所、今の計画地以外に3カ所計画地があるということで答弁はされていましたが、どの程度の規模が実際に計画しているのかがちょっとわかれば、それがちょっと知れたかったということですので、それが……

○尾崎 幹委員長 それはもう、担当課へ行って聞いて。もう、この請願について聞きたいことだけ聞いてください。お願いします。

○世古安秀委員 わかりました。

○尾崎 幹委員長 紹介議員まで入れておるんですから、皆さん起立してもらったわけですから、紹介議員さんに聞きたいことがあれば、質問していただければありがたいなと思っています。

続けてください。

○世古安秀委員 紹介議員に質問というふうなことなんですか。

○尾崎 幹委員長 担当課は入れています。この請願第2号について、ご意見があれば聞いていただきたい。それで、請願紹介議員も入れていますので、中身をわかっていると思いますので、その第2号に対して質疑を行ってください。

以上です。

世古委員。

○世古安秀委員 先ほど言いましたように、この反対の請願というのの反対しているという趣旨は、私は十分に理解しておりますけれども、中身についていろいろな部分で、これはどうかなというふうなことについては、ちょっと疑問な点があるというふうなことです。その辺の点についての回答というか、それは誰にさせてもらったらよろしいんですか。

○尾崎 幹委員長 あのね、世古委員。請願文章はもうご存じだと思います。その中でも、担当課が言えること言えないこと、または報告が入っているもの入っていないもの、それは政務調査費が盛り込まれておるわけやで、議員自身もしっかりと調査していただいて、その中で質問していただければ皆さん明確になるんじゃないかなと思っていますので、ここの場合は全部を掘り出すどうのこうのじゃなしに、今回この請願についてですので、その請願に反対するまたは賛成する、その意見がございましたら出していただければ幸いです。

どうぞ。世古委員。

○世古安秀委員 具体的の中身まで、ちょっと踏み込むことがなかなかできないというふうに理解をしたんですけれども。

○尾崎 幹委員長 そうじゃなしに、担当課、環境、建設、それと農水と来ていただいています。その農水に関しては森林法、それでまた建設に関しては都市計画法、それで環境課は環境です。その3つの中で聞きたいことがあれば聞いていただければ、言えることは言えると思います。

世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。建設課に、それじゃお尋ねいたしますけれども……

(「委員長、よろしい。委員長、よろしい」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ちょっと待って、ちょっと聞いたって。もういかんだら、もうとめます。どうぞ。

○世古安秀委員 建設課にちょっとお尋ねしますが、計画地に風致地区が入っているということなんですけれども、その風致地区の規制の内容については、どのような規制があるのかということについてお尋ねをいたします。

○尾崎 幹委員長 答弁できますか。

課長。

○中山建設課長 建設課、中山です。

お手元に、太陽光発電施設造成に伴う開発行為の許認可についてという資料を出させていただきました。この資料は、平成28年に同じ文教産業常任委員会さんで勉強会を行っていただいたときの資料を、少し内容が変わった部分について変更して作成したものであります。

この中の8ページ、各法令の概要②というところに、鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例という、私どもの鳥羽市の風致の關係の条例の關係する部分を抜粋して入れております。これ読ませていただいてもよろしいんですが、委員長、どうでしょうか。

○尾崎 幹委員長 皆さんの手元にございますので。そやけど傍聴者がおりますので、できたら淡々と進めてください。

○中山建設課長 目的といたしましては、都市環境の保全が必要な区域である風致地区内において、一定規模以上の建築等を行う場合、——建築等というものが造成工事にもかかわります、場合に関し、必要な事項を定めている条例でございます。

許可対象行為としましては、開発面積が10平米以上で高さが1.5メートル以上ののり面が生ずる宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更について適用されます。太陽光発電設備等になりますと、1.5メートルを超えるものについては、この届け出で許可が必要になるということになっています。

それから、許可基準といたしましては、緑地率が適合していること。この請願をいただいております地区の緑地率は30%ということになっておりますので、30%のほうの緑地率が適用されます。あと、高さが5メートルを超えるのり面が生じないこと。それから、太陽光発電設備等の全体の高さが15メートルを超えないことという決まりを設けております。

この罰則につきましては、無許可による行為や許可条件に違反している者においては、是正するために必要な措置を命ずることができるものとしておりまして、命令に違反した者は30万円以下の罰金ということになっております。

これが風致地区の条例ですが、風致という言葉は、辞書等で調べますと、味わいとか趣とかそういう言葉の意味があるということですので、自然を守るというような形で今の風致条例はつくっております。

世古議員からの質問ですが、現在建設課のほうには、この業者さんのほうからは、風致条例はどういうものですかという問い合わせ等はいただいておりますが、実はここに出させていただきましたこの許認可の前の段階のところまでしか、業者さんのほうはまだ進んでおりません。私どもに出てくる許認可の前に、15日で終わりました簡易・環境アセスというのをやるということになっておりますので、実際は私どももこの図書の中にある平面図を見させていただいただけということですので、どういうものを造成されるのかというのは、現在建設課のほうでも把握していない状況にありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。まだ具体的な、何%ぐらいのところまではまだわからないというふうなところですけども、それじゃ農水商工課のほうに、森林法という部分でどのような規制があるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○尾崎 幹委員長 言えますか。ありますか。

課長。

○中村農水商工課長 森林法につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

目的は森林の保全、国土保全、国民の経済の発展ということを目的にしております。森林計画の対象の民有

林におきまして、1ヘクタールを超える開発、——1万平米です、につきましては、都道府県知事の許可が必要ということで、これは県知事の認可になります。許可の基準は、災害の防止、水害の防止、水源の涵養、環境の保全、それから森林率25%以上と。罰則につきましては、こういったことに違反すると、150万円以下の罰金に処するというようになっております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。そういう規制があるんですけれども、先ほどの建設課長と同じように、まだ今回の計画地にどれぐらいの対象の規制の区域があるかということも、まだわからないということによろしいんですか。

○尾崎 幹委員長 課長。

○中村農水商工課長 これは県知事の認可になりますので、申請は県のほうにされます。今のところ、申請がされているという情報は入っておりません。申請があった段階で、市町村長の意見を聞くということになっておりますので、そういった情報は申請があれば入ってくると思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 わかりました。さまざまな開発をすることに対して、風致地区、森林法というさまざまな規制があるということで聞かせていただきました。

○尾崎 幹委員長 県会議員の仕事。

○世古安秀委員 それで、担当課が見えましたので、それぞれちょっと、その部分についての質問をさせていただいたということです。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「委員長」の声あり)

○尾崎 幹委員長 この際ですので、紹介議員からの説明をいただきます。

井村議員。マイク入れてください。

○井村行夫議員 まず、私がこの請願の紹介議員にさせていただいた理由を申し上げます。

まず1点は、この請願の方々は、各町内会を代表する会長名で記載してあります。請願するに当たり、この各町内会は、評議員や総会で圧倒的な賛成多数をもって、この太陽光発電所に反対の決議をしております。各町内会の会長さんにおかれましては、この町内会の方々の安心・安全な暮らしを願う切なる思いの請願であります。

私も、このメガソーラー建設に対しては反対でございます。理由は、メガソーラーは広大な土地を使用するために、大規模な自然破壊をしてしまう。一度破壊された自然は、二度と元に戻りません。そこに住む生動植物を初め、多くの生き物を絶滅に追い詰め、生態系を激変させることとなります。

この鳥羽は、伊勢志摩国立公園の中にあつて、伊勢志摩サミットの会場にもなった全国でも有数の観光地であります。また、海女と真珠に代表する観光と漁業中心のまちであります。また、伊勢神宮を参拝される皆様の宿泊地として、年間約400万人の観光客が訪れる、新鮮で豊かな海の幸のまちであります。



海女さんがすなだるイセエビ、アワビ、サザエなどの減少していく中、メガソーラー建設によって多大な森林を失うことにより、全国に誇れる味・質ともよい養殖のカキ、ワカメ、ノリなどの海産物に大きな影響が出ると危惧しております。また、観光政策として外国人観光客を受け入れる本市において、このメガソーラー建設による大規模な自然破壊は、断固反対でございます。

以上の理由によって、今回の請願の紹介議員をさせていただきました。後ろに見える各町内会様の心中をお酌み取りいただき、本請願をご採択いただきますよう、私としてお願い申し上げます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。続きまして、戸上議員。戸上議員、ありますか。よかったら説明を。はいどうぞ、戸上委員。

○戸上 健議員 請願ですので、請願者、先ほど井村議員が紹介しましたように、町内会長さんお三方、きょうはそのうちお二方が見えています。本来であれば、その請願者から心中を委員の皆さんに吐露していただくというのが筋です。それが足りない場合は、我々紹介議員4人ですけれども、4人が補佐すると。なおかつ、我々請願者と紹介議員が説明し切れない細部にわたった問題、法令的な問題、それについて、執行部の担当課から言うのが僕は筋だというように思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

質疑、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で意見の発表は終了いたします。

以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に入る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

世古委員。

○世古安秀委員 先ほど……

○尾崎 幹委員長 あるかないかです。

○世古安秀委員 あります。

○尾崎 幹委員長 そしたら、それでは、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により委員間討議を行いますので、説明員の皆さんは一時退席してください。

○世古安秀委員 この発議のところを、ちょっと確認したかったのです。

○尾崎 幹委員長 発議。

○世古安秀委員 発議書が出されておるもので。

○尾崎 幹委員長 採択されてへんやんか。

○世古安秀委員 やけども……

○尾崎 幹委員長 そんなん、ルールに、9条にのっとっての話やでな、世古さん。やっぱり、これで、法治国家でコンプライアンスの問題まで問われるよ。発議は本会議でやってもらったらええよ。

○世古安秀委員 わかっています。

○尾崎 幹委員長 それでは、委員の皆さん、付託された議案について討議をお願いいたします。

世古さん。

○世古安秀委員 私は先ほど冒頭に述べさせていただきましたけれども、地元住民の皆さんが本当に心配をされているということは十分に理解しております。そのことによって、私は一番心配することは、こういう問題が起きることによって、住民同士でいろいろといさかいが起きるとか、そういうことに対して非常に危惧しております。私も実際そういうふうな経験もいたしましたので、そういうことのないようなことをしていただきたいなというふうに思っております。

○尾崎 幹委員長 議員間討議ですので、今、世古委員のお話の中で討議が必要と、また必要じゃないと。必要ならご意見出してください。ございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 はい、ありがとうございます。

ないようですので、説明員の入れかえで暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

---

(午前11時16分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号について原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第3号について原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

請願第1号について採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

請願第2号について採択することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会します。

(午前11時19分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年6月19日

文教産業常任委員長      尾   崎      幹